

館長	課長補佐	係長	主査	係	合議

「豊浦町中央公民館」使用許可申請書

令和 年 月 日

豊浦町中央公民館長 様

住 所 _____
 使用団体名 _____
 責任者名 _____ ⑩
 電話番号 _____

下記により「豊浦町中央公民館」を使用したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

使用場所	A 小会議室	B 大会議室	C 集会室
	D 和室	E 工作室	F 調理室
使用時間	令和 年 月 日 時 分から		
	令和 年 月 日 時 分まで(開始時間 時		
	毎週 (曜日・ 曜日・ 曜日)		
使用目的			
使用人員	おとな 人	子ども 人	
参考事項		使用料	円

願出のあった上記「豊浦中央公民館」の使用について許可します。
 ただし、使用にあたっては下記事項遵守の上使用すること。

令和 年 月 日

豊浦町中央公民館長

示事項	<ol style="list-style-type: none"> 許可を受けた目的以外に使用しないこと。 使用の一部又は全部を転貸したり、権利を他人に譲渡してはならない。 使用を取り消す場合は、3日前までに届出ること。 使用を終了したときは、直ちに現状に復し清掃の上返還すること。 上記のほか使用にあたっては、係員の指示に従うこと。
-----	---

使用料の徴収について

使用料が免除になる団体、半額になる団体は下記のとおりです。

なお、町民の方(個人または団体)が利用する場合は基本料、町外の方(個人または団体)は基本料の1.5倍
営利目的で町民の方が利用する場合は基本料の2倍の使用料、町外の方は基本料の1.5倍の2倍となります。

A 使用料が免除になる団体（豊浦町）

- 1 豊浦町（消防・社会福祉協議会・自治会会）
- 2 農業・漁業関係団体
- 3 教育関係団体（校長会・教頭会・町教研・部活動等）
- 4 社会教育関係団体
（文化団体協議会・スポーツ協会・PTA連合会・子ども会育成連絡協議会・スポーツ少年団本部）

B 使用料が半額になる団体（豊浦町内）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 各学校PTA関係 | 5 スポーツ少年団加盟団体 |
| 2 文化団体協議会加盟団体 | 6 青年団 |
| 3 体育協会加盟団体 | 7 女性団体 |
| 4 子ども会関係 | 8 サークル関係団体 |

C 使用料が基本額 町民の方（個人・団体）

E 町内の方が営利目的で使用する場合はCの2倍

D 使用料が1.5倍 町外の方（個人・団体）

F 町外の方が営利目的で使用する場合はDの2倍

各使用室料金一覧表

	午 前	午 後	昼 間	夜 間	全 日	暖房料(11月～4月)
	9:00～13:00	13:00～17:00	9:00～17:00	17:00～21:00	9:00～21:00	1時間
小会議室	400	600	800	800	1,500	50
大会議室	400	600	800	800	1,500	50
集会室	700	800	1,500	1,500	3,000	200
和 室	500	600	1,000	1,000	2,000	100
工 作 室	500	600	1,000	1,000	2,000	50
調 理 室	500	600	1,000	1,000	2,000	100

- * 使用時間が午前から午後にまたがる 4時間以内の場合 午後の使用料
- 4時間～8時間の場合 昼間の使用料
- * 使用時間が昼間から夜間にまたがる 4時間以内の場合 夜間の使用料
- 4時間～8時間の場合 午後と夜間の合算
- 8時間以上の場合 全日の使用料

【職員記入欄】

使用料金算出方法

使 用 料	×	使用倍率	×	営利目的	+	暖房料 使用時間×1H単価	=	使用料金
円		倍		倍		円		円